ハ 羅十五〇十三
ニ 王上一〇卅一、但二〇四、
ホ 尼一〇三

ヘ 尼五〇十四、十三〇六
ト 尼三〇七
チ 創五〇五、七〇六、九、二八
尼二〇十八
リ 瑪八〇卅二
ヌ 代下二六〇九 尼三〇十三
ル 尼一〇三、二〇十七
ヲ 尼三〇十五
ワ 毋下十五〇廿三 耶卅一〇四十

に憂色を帶るや、是他ならず心に憂ふる所あるなりと、是において我甚だ大に懼れたりしが 三 遂に王に奏して曰ふ願くは王長壽かれ、我が先祖の墓の地たるゥの邑ハ荒蕪ゥの門ハ火ゥて焚たれば、我いかで顏に憂色を帶ざるを得んやと 四 王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて 五 王に言けるハ王もし之を善としたまひ、我もし汝の前に恩を得たる者なりせ心願くハユダにあるわが先祖の墓の邑ゥ我を遣さして我にこれを建起さしめたまへと 時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるハ汝が往てをる間ハ何程なるべきや何時頃歸りきたるやと、王かく我を遣さすことを善としければ我期を定めて奏せり 而して我また王に言けるハ王もし善と宣たまはゞ請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ 八 また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣ふよび我が入べき家に用うる材木を我に授けしめたまへと。我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり 九 是に於て我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれゥ付せり、王ハ軍長數人に騎兵をゥへて我に伴なはせたり 十 時にホロニ人サンバラテふよびアンモニ人奴隸トビヤこれを聞きイスラエルの子孫の安寧を求むる人來れりとて大に憂ふ 十一 我つひにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後 十二 夜中に起いでたり、數人の者われに伴なふ、我ハわが神がエルサレムのために爲せんとて我心に入たまひし所の事を何人ゥも告ざらせず亦我が乘る一匹の畜の外にハ畜を引つれざりき 十三 我すゥむち夜中に立いで谷の門を通り龍井れ對面を經糞門に至りてエルサレムの石垣を閲せしにゥの石垣ハ頽れをりゥの門ハ已に火に焚てゐりき 十四 かくて又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我ゥの乘る畜の通るべき處ゥかりき 十五 我亦ゥれ夜の中に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐ

カ 尼一〇三、詩四四〇十三、七九〇四、耶二四〇九、結五〇十四、十五、廿二〇四
ヨ 尼二〇八
タ 毋下二〇七
レ 詩四四〇十三、七九〇四、八十〇六
ソ 尼六〇六
ツ 瑪四〇三

イ 尼十二〇十
ロ 約五〇二
ハ 尼十二〇三九
ニ 耶卅一〇三八、亞十四〇十
ホ 瑪二〇三四
ヘ 代下卅二〇十四、尼十二〇三九、瑪一〇十
ト 尼六〇一、七〇一
チ 士五〇廿三
リ 尼十二〇三九
ヌ 尼二〇八

り頓て身を反して谷の門より歸りいりぬ 十六 然るに牧伯等ハ我ゥ何處に往しか何を爲しかを知ざりき、我また未だこれをユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告ざらせざりしゥ 十七 遂に彼らに言けるハ汝らの見るごとく我儕の境遇ハ惡くエルサレムハ荒はてゥの門ハ火に焚たり、來れ我儕エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることなからんと 十八 而して我わゥの神の善われを助けたまひし事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告ざらせければ去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んとす 十九 時にホロニ人サンバラテアンモニ人奴隸トビヤおよびアラビヤ人ガシムこれを聞て我らを嘲けり我儕を侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと 二十 我すゥむち答へて彼らに言ふ、天の神われらをして志を得させたまへん、故に其僕たる我儕起て築くべし、然ゥ汝らハエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなしと

第三章

一 茲に祭司の長エリアシブゥの兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てゥの扉を設け尙も之を聖別てハンメアの戍櫻に及ぼし又ハナネルの戍櫻に及ぼせり 二 ゥの次にハエリコの人々築き建て、其次にハイムリの子ザックル築き建たり 三 魚の門ハハッセナアの子等これを建構へ、ゥの扉を設けて之ゥ鎖と閂を施こせり 四 ゥの次にハハッコツの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし、其次にハメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしゥの次にハバアナの子ザドク修繕をなし 五 ゥの次にハテコア人等修繕をなせり、但しゥの貴き族ハゥの主の工事に服せざりき 六 古門ハパセアの子ヨイアダおよびベツデヤの子メシユラムこれを修繕ひ構へゥの扉を設けて之ゥ鎖と閂を施せり 七 ゥの次にハギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの總督の管轄に屬するギベオンとミツパの人々等修繕をなせり 八 ゥの

ル 尼十二〇三八

チ 尼十二〇三八

ワ 尼二〇十三
カ 尼二〇十三

ヨ 尼三〇十四

タ 詩九〇七

レ 王下廿〇七 歴廿二〇十一

ソ 代下二十六〇九

次にハルハヤの子ウジエルおどの金工修繕をなし、其次にハ製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり　九　うの次にエルサレムの郡の半の知事ホルの子レパヤ修繕をなせり　十　うの次にハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕り、うの次にハシヤブニヤの子ハットシ修繕をなせり　十一　ハリムの子マルキヤおよびバハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戍樓を修繕へり　十二　うの次にエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムうの女子等とともに修繕をなせり　十三　谷の門ハヌンザノアの民と偕に之を修繕ひ之を建なほしてうの扉を設け之に鎖と閂を施しまた糞の門までの石垣一千キユビトを修繕り　十四　糞の門ハベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしてうの扉を設け之に鎖と閂を施せり　十五　泉の門ハミツパの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひうの扉を設け之に鎖と閂を施こしまた王ハ園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るところの階級にまで及ぼせり　十六　うれ後にハベテズルの郡ハ半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をおしてダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀池に至り勇士宅に至れり　十七　うの後にハバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にハケイラの郡の半の知事ハシヤビヤうの郡の爲に修繕をなせり　十八　うの後にハケイラの郡ハ半の知事ヘナダデの子バワイなどいふうれ兄弟修繕をなし　十九　うの次にハエシユアの子ミツパの知事エゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひ　二十　その後ハハザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ　二一　うの次にハハッコツの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家の門よりエリアシブの家の極までの部分を修繕ひ　二二　うの次にハ窪地の人なる祭司等修繕をおし　二三　うの次にハベニヤミンおよびハシユブ己の

ツ 尼三〇十九

子 耶卅二〇二、卅三〇一、三七〇卅一

ナ 嘲二〇四三 尼十一〇廿一

ラ 代下二七〇三

ム 尼八〇一三、十二〇三七

ウ 王下十一〇十六 代下廿三〇十五 耶卅一〇四十

ロ 尼二〇十、十九

ハ 詩百廿三〇三四

ニ 詩七九〇十二 箴三〇三四

ホ 詩六九〇二七、二八、二百九〇十四、十五 耶十八〇廿三

イ 尼二〇十、十九

家と相對ふ處を修繕ひ其次にハアナニヤの子マアセヤレ子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ　二四　うの次にハヘナダデの子ビンヌイアザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり　二五　ウザイレ子パラルハ石垣に對ふ處および王の上ル家より聳え出たる戍樓に對ふ處を修繕り是ハ侍衛の廳に近し、其次にハパロシの子ペダヤ修繕をおせり　二六　時にヲテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對ふ處および聳え出たる戍樓に對ふ處まで及べり　二七　うの次にハテコア人聳出たる大戍樓に對ふところの部分を修繕てオペルの石垣に及ぼせり　二八　馬の門より上ハ祭司等おの〳〵己の家と相對ふ處を修繕り　二九　うれ次にハインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ、其次にハシカニヤれ子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし　三十　うの次にハシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハヌン一方を修繕ひうの後にハベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を修繕へり　三一　うの次にハ金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りヲテニ人および商人の家に及ぼせり　三二　また隅の昇口と羊の門ハ金工および商人等これを修繕へり

第四章

一　玆にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を嘲れり　二　卽ち彼ろの兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や、自ら強くせんとするか、獻祭をなさんとするか、一日に事を終んとするか、塵堆の中の石ハ既に燬たるに之を取出して活さんとする　三　傍にアンモニ人トビヤうの傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣ハ狐上るも圮るべしと　四　我らの神かよ聽たまへ、我らハ侮らる、願くハ彼らの出す凌辱をうの身の首に歸し、彼らを他國に擄されしめ掠られしめたまへ　五　彼らの愆を蔽ひたまふ勿れ、彼らの罪を汝の前より消去しめたまへざれ、其ハ彼ら築建者の

前にて汝の怒を惹おこしたれぐなり　六 斯われら石垣を築きけるが石垣いみな已に相連なりてうの高さの半にまで及べり、其い民心をこめて操作たれぐなり　七 然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人、アンモニ人、アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壊も次第に塞ぐると聞て大に怒り　八 皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしろの中に擾亂をふこさんとせり　九 是において我ら神に祈禱をなしかれらのために日夜守望者を置て之に備ふ　十 ユダ人い言り荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびたゞしくして我ら石垣を築くこと能ゑずと　十一 我らの敵い言り彼等ゞ知ずまた見ざる間ゐ我ら其中に入り之を殺してうの工事を止めんと　十二 又彼らの邊に住るユダヤ人來る時い我らに告て言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからずと、其事十次にも及べり　十三 是に因て我石垣の後の顯露ある低き處に民を置き劍、鎗また い弓を持せてうの宗族に之たゞひて之をうなふ　十四 我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびゐうの餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼るゝ勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のためゐ戰かへよと　十五 我らの敵おのゞ事の我らに知れたるをきゝておのゞ謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸り各々うの工事をなせり　十六 其時より後わゞ僕半い工事に操作き半い鎗、楯、弓などを持て鎧を着たり、牧伯等ユダの全家の後ゐありき　十七 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者い各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り　十八 築建者いおの〳〵うの腰に劍を帶て築き建つ、又喇叭を吹く者い我傍にあり　十九 我貴き人々および牧伯等ならびにうの餘の民に告て云ふ此工事い大にして廣けれぐ我儕石垣にありて彼此に相離ること遠し　二十 何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ぐ其處に奔あつまりて我らに就け、我らの神われらのために戰ひたまふべしと　二十一 我ら斯して工事をなしけるが半の者い東雲の出るより星の現るゝまで鎗を持をれり　二十二 當時われ亦民に言らく皆おの〳〵うの僕とともにエルサレムの中に宿り夜い我らの防守となり晝い工事をつとむべしと　二十三 而して我もわゞの兄弟等もわが僕も我に從がふ防守の人々もうの衣服を脫ず水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章

一 茲に民うの妻とともにうの兄弟おるユダヤ人にむかひて大いに叫べり　二 或人言ふ我儕および我らの男子、女子い多し、我ら穀物を得食ふて生ざるべからず　三 或人い言ふ我らい我らの田畑、葡萄園および家をも質となすなり、既に飢に迫れぐ我らに穀物を獲させよ　四 或い言ふ我らい我らの田畝および葡萄園をもて金を貸て王の租稅を納む　五 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく、我らの子女も彼らの子女と同じ、視よ我らい男子、女子を人に伏從させて奴隸となす、我らの女子の中すでに人に伏從せし者もあり、如何とも爲ん方法なし、其い我らの田畝および葡萄園い別の人の有となりたれぐなりと　六 我い彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり　七 是において我心に思ひ計り、貴き人々および牧伯等を責てこれに言けるい汝らい各々うの兄弟より利息を取るなりと、而して我かれらの事につきて大會を開き　八 彼らに言けるい我らい異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力に之たがひて贖へり、然るにまた汝等い己の兄弟を賣んとするや、いかで之をわれらの手に賣るべけんやと、彼らい默して言なかりき　九 我また言けるい汝らの爲すところ善らず、汝らい我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて、我儕の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや　十 我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ることをなす、願くい我らこれ利息を廢ん　十一 請ふ汝ら今日にも彼らの田畝、葡萄園、橄欖園および家を彼らに還し、また彼らに貸あたへて金穀物および酒油などの百分の一を取ることを廢よと、　十二 彼ら即ち言けるい我ら之を

ヘ 尼四〇一
ト 詩八三〇三四、五
チ 詩五十〇十五
リ 民十四〇九 申一〇二九
ヌ 申十〇十七
ル 母下十〇十二
ヲ 伯五〇十二
ワ 出十四〇十四、廿五 申一〇廿三〇廿二、廿〇四 雷廿三〇十
カ 士五〇十一
イ 利二五〇三五、三六、三七 申十五〇七
ロ 歟五〇七
ハ 歟五八〇七
ニ 出廿一〇七 利二五〇三九
ホ 出廿二〇二五 利二五〇三六、 隨廿二〇十二
ヘ 利二五〇四八
ト 利二五〇三六 得下十二〇十四 雖二〇二四 後前二〇十二

リ 詩十〇五、那三四〇八、九
ヌ 太十〇十四、徒十三〇五
一十八〇六
ル 王下廿三〇三
ヲ 尼十三〇六
ワ 哥前九〇四、十五
カ 尼五〇九
ヨ 哥後十一〇九、十二〇十三
タ 毋下九〇七、王上十八〇十九
レ 王上四〇廿二
ソ 尼五〇十四、十五
ツ 尼十三〇廿二
イ 尼二〇十、十九、四〇一、七
ロ 尼六〇六
ハ 尼三〇一十三
ニ 箴二六〇二四、二五
ホ 代上六〇十二、尼十一〇三
ヘ 傳三七〇十二、廿二

還すべし、彼らに何をも要めざらん、汝の言るごとく我ら然なすべしと、是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり　十三　而して我わが胸懷を打拂ひて言ふ此言を行むざる者をば願くは神是のごとく凡て打拂ひてうの家およびうの業を離れさせたまへ、即ちうの人は斯打拂はれて空しくおれかしと、時に會衆みなアーメンと言てエホバを讚美せり、而して民はこの言のごとくに行へり　十四　且また我がユダの地の總督に任ぜられし時より卽ちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間は我もわが兄弟も總督の受べき祿を食ざりき　十五　わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり、然のみならずうの僕等も亦民を壓せり、然ども我は神を畏るゝに因て然せざりき　十六　我は反てこの石垣の工事に身を委ね、我僕は何の田地をも買しことなし、我僕は皆かしこに集りて工事をなせり、　十七　且また我屑にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり、其外にまた我らの周圍の異邦人より我らに來れる者等もありき　十八　是をもて一日に牛一匹、肥たる羊六匹を備へ亦雞をも許多備へ十日に一回種々の酒を多く備へたり、是ありしかどもこの民の役おもきに因て我は總督の受べき祿を要めざりき　十九　わが神よ我ごの此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあらひ給へ

第六章

一　サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人がシムならびにうの餘の我らの敵我が石垣を築き綴りて一の破壞も遺らずと聞り（然どうの時は未だ門は扉を設けざりしなり）　二　是においてサンバラテとガシム我に言ひこのむしけるは來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんと、うの實は我を害せんと思ひしなり　三　我すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居む下りゆくことを得ず、なんぞ

ト 尼六〇一
チ 尼二〇十九
リ 詩十二〇廿二
ヌ 尼十三〇二九
ル 詩十三〇十七
ヲ 尼二〇十、四〇一七、六〇一

工事を離れ汝らの所に下りゆきてうの間工事を休ますべけんやと　四　彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我は何時もかくのごとく之に答へたり　五　是においてサンバラテまた五次目にうの僕を前のごとく我に遣むせり、其手には封ぜざる書を携さふ　六　うの文に云く國々ふて言傳ふ、ガシムもまた然いふ、汝はユダヤ人ともふ叛かんとして之ゞために石垣を築けり、而して汝はうの王とならんとするところの言ところ是のおとし　七　また汝は預言者を設けて汝の事をエルサレムに宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ、恐くはうの事この言のごとく王に聞えん、然ば汝いま來れ我ら共に相議らんと　八　我すなはち彼に言つかむしけるは汝ぞ言るごとき事を爲し事おし、惟おんぢ之を己の心より作りいだせるなりと　九　彼らは皆われらを懼れしめんとせり、彼ら謂らく斯おさば彼ら手弱りて工事を息べければ工事成ざるべしと、今ねごむくは我手を強くしたまへ　十　かくて後我はメヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿の内は相會し神殿の戸を閉おかん、彼ら汝を殺さんとて來るべければ　十一　なり、必ず夜のうちに汝を殺さんとて來るべしと　我言けるは我ごとき人はいかで逃べけんや、我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや、我は入じと　十二　我曉れるは神かれを遣はしたまひしは非ず、彼が我にむかひて此預言を說しはトビヤとサンバラテ彼は賄賂したれば　十三　なり　彼は賄賂せしは此事れためなり、卽ち我をして懼れて然おして罪を犯さしめ惡き名を我に負する種を得て我を辱しめんとてなりき　十四　ヱが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデヤおらびにうれ他の預言者など凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてうの行爲は報をなしたまへ○　十五　石垣は五十二日を歷てエルルの月の二十五日に成就せり　十六　我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦人は凡て怖れ大に面目をうしなへり其

ヲ 曙百廿六〇二

イ 尼六〇一
ロ 尼二〇八
ハ 出十八〇廿一

ニ 創二〇一
ホ 創二〇二

い彼等この工事い我らの神け爲たまひし者ありと曉りたれたなり　十七 其頃ユダの貴き人々ゑむ〳〵書をトビヤあおくれり、トビヤの書もまた彼らに來れり　十八 トビヤいアラの子シカニヤの婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故あり、トビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラムの女子を妻に娶りたり　十九 彼らいトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通せり、トビヤい常に書をおくりて我を懼れしめんとせり

第七章

一 石垣を築き扉を設け門を守る者、謳歌者および レビ人を立るにおよびて　二 我わが兄弟ハナニおよび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ、彼い忠信なる人にして衆多の者ゐ超りて神を畏るる者ゐり　三 我かれらに言ふ日の熱くなるまでいエルサレムの門を啓くべからず、人々の立て守りをる間に門を閉させて汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て各々ゐろの所を守らしめ、各々にうの家と相對ふ處を守らしめよと　四 邑い廣くして大なりしかどもうの内の民い寡くして家い未だ建ざりき○　五 我神いわが心に貴き人々、牧伯等および民を集めてろの名簿を志らぶる思念を起さしめたまへり、我最先に上り來りし者等の系圖け書を得て見にろの中に書ゑるして曰く　六 往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられバビロンゐ遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおの〳〵已の邑に歸りし此州の者い左の如し　七 是皆ゼルバベル、エシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、バアナ等ゐ隨ひ來れり、ろのイスラエルの民の人數い是のごとし　八 パロシの子孫二千百七十二人　九 シバテヤの子孫三百七十二人　十 アラの子孫六百五十二人　十一 エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十八人　十二 エラムの子孫千二百五十四人

ト 代上二四〇七
チ 代上二四〇十四

リ 代上九〇十二、二四〇九
ヌ 代上二四〇八
ル 曙二〇四十三〇九

ヘ 尼七〇十二

十三 ザットの子孫八百四十五人　十四 ザッカイの子孫七百六十人　十五 ビンヌイの子孫六百四十八人　十六 ベバイの子孫六百二十八人　十七 アズガデの子孫二千三百二十二人　十八 アドニカムの子孫六百六十七人　十九 ビグワイの子孫二千六十七人　二十 アデンの子孫六百五十五人　二一 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人　二二 ハシユムの子孫三百二十八人　二三 ベザイの子孫三百二十四人　二四 ハリフの子孫百十二人　二五 ギベオンの子孫九十五人　二六 ベテレヘムおよびネトバの人百八十八人　二七 アナトテの人百二十八人　二八 ベテアズマウテの人四十二人　二九 キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七百四十三人　三十 ラマおよびゲバの人六百二十一人　三一 ミクマシの人百二十二人　三二 ベテルおよびアイの人百二十三人　三三 他のネボの人五十二人　三四 他のエラムの民千二百五十四人　三五 ハリムの民三百二十人　三六 エリコの民三百四十五人　三七 ロド、ハデデおよびオノの民七百二十一人　三八 セナアの子孫三千九百三十人○　三九 祭司いエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人　四十 イシメルの子孫千五十二人　四一 パシユルの子孫一千二百四十七人　四二 ハリムの子孫一千十七人○　四三 レビ人いホデヤの子等エシユアとカデミエルの子孫七十四人○　四四 謳歌者いアサフの子孫百四十八人○　四五 門を守る者いシヤルムの子孫、アテルの子孫タルモンの子孫、アックブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫百三十八人○　四六 ネテニ人いジハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四七 ケロスの子孫、シアの子孫、パドンの子孫　四八 レバナの子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫　四九 ハナンの子孫、ギデルの子孫、ガハルの子孫、五十 レアヤの子孫、レゼンの子孫、ネコダの子孫　五一 ガザムの子孫、ウザの子孫、パセアの子孫、五二 ベサイの子孫、メウニムの子孫、ネフセシムの子孫、五三 バクブクの子孫、ハクパの子孫、ハルホルの子孫、五四 バツリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五五 バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五六 ネヂアの子孫、ハテパの子孫等なり○　五七 ソロモ

ンの僕たりし者等の子孫ハ即チソタイの子孫、ソペレテの子孫、ペリダの子孫　ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫　シパテヤの子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハッゼバイムの子孫、アモンの子孫、

六十　チテニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とハ合せて三百九十二人○　六一　また テルメラ、テルハレサ、ケルブ、アドンおよびインメルより上り來れる者ありしがその宗家とその血統とを示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき　六二　是すなわちデラヤの子孫、トビヤの子孫、チコダの子孫ありて合せて六百四十二人○　六三　祭司の中にホバヤの子孫、ハッコツの子孫　バルシライの子孫ありバルシライハギレアデ人バルシライの女を妻に娶りてその名を名りしなり　六四　是等の者系圖に載る者等の中にその籍を尋ねたれども在ざりき、是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり　六五　テルシヤタ卽ち之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでハ至聖物を食ふべからずと言り○　六六　會衆あわせて四萬二千三百六十八

六七　この外にその僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あり　六八　その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹　六九　駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹○　七十　宗家の長の中工事のために物を納めし人々あり、テルシヤタハ金一千ダリク、鉢五十、祭司ハ衣服、五百三十擊を施こして庫に納む　七一　また宗家の長數人ハ金二萬ダリク、銀二千二百斤を工事のためハ庫ハ納む　七二　その餘の民の納めし者ハ金二萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき　七三　かくて祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、民等チテニ人およびイスラエル人すべてその邑々ハ住り、イスラエルの子孫かくてその邑々に住みをりて七月にいたりぬ

第八章　一　茲ハ民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラエルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり　二　この日すなわち七月一日祭司

チ　廻二〇五九
リ　尼八〇九
カ　尼八〇九
ヨ　廻二〇六九
タ　廻三〇一
イ　廻三〇一
ロ　尼三〇二六
ハ　廻七〇六
ニ　申卅一〇十二、十六
ホ　利廿三〇二四

エズラ律法を携へ來りてその集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り　三　水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦り、民みな律法の書に耳を傾く　四　學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍ハ右の方にマッタテヤ、シマ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり、左の方にペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、ゼカリヤおよびメシユラム立をる　五　エズラ一切の民ハ目の前ハその書を開けり（彼一切の民より高きところに立たり）かれが開きたる時に民みな起あがれり　六　エズラすなわち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧て應へてアーメン、アーメンと言ひ、首を下げ地ハ俯伏てエホバを拜めり　七　エシユア、バニ、セレビヤ、ヤミン、アックブ、シャベタイ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバデ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に律法を了らしめたり、民ハその所ハ立をる　八　彼等その書に就て神の律法を朗かハ誦み且その意を解ハかしてその誦ところを之に了らしむ　九　時にテルシヤタたる チヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を教ふるレビ人等一切の民にむかひて此日ハ汝らの神エホバの聖日なり、哭くなかれ泣なかれと言り、其ハ民みな律法の言を聽て泣たればなり　十　而して彼らに言けるハ汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め、而してその備をなし得ざる者に之を分ちおくれ、此日ハ我らの主の聖日なり汝ら憂ふることをせざれ、エホバを喜ぶ事ハ汝らの力なるがゆえなり　十一　レビ人も亦一切の民を靜めて言ふ汝ら默せよ此日ハ聖きがゆえなり憂ふる勿れと　十二　一切の民すなわち去て食ひかつ飲み、又人に分ちおくりて大なる喜悅をなせり、是ハその誦きかされし言を了りしが故なり○　十三　その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許ハ集り來り　十四　律法を視るにエホバのモーセハよりて命じた

ヘ　士三〇廿
ト　寒三〇四一　提前三〇八
チ　哥前十四〇十六
リ　出四〇卅一、十二〇三七　代下廿〇十八
ヌ　利十〇十一　申卅三〇十　代下十七〇七、八、九　馬二〇七
ル　廻二〇六三　尼七〇六五、十〇一
チ　代下三五〇三　尼八〇八
ワ　利廿三〇二四　民二九〇一
カ　申十六〇十四、十五　傳三〇四
ヨ　詩九〇十九、廿二　默十一〇十
タ　尼八〇十
レ　尼八〇七、八